

ドクターヘリの安定・持続的運用に対する支援の強化を求める意見書

ドクターヘリは、道路事情に関係なく、医師や看護師を乗せて時速200キロメートル以上で現場に急行し、患者を機内で治療しながら医療機関に搬送することができます。平成13年の本格運航以来、これまで全国43道府県に53機が配備されています。搬送件数も年々増加しており、平成30年度には2万9,000件を超えました。ことし7月に九州地方を襲った豪雨被害でも出動しており、空飛ぶ治療室の役割は着実に増えています。

一方、ドクターヘリの要請・出動件数の増加に伴い、運航経費と公的支援との間に乖離が生じています。また、出動件数の増加は、整備費、燃料代、さらにはスタッフの人件費などの経費増に直結するため、事業者の財政的な負担は年々重くなっています。ドクターヘリの運航に係る費用の多くは国が交付金などで手当てしていますが、充足している状況にありません。

よって、国におかれましては、全国におけるドクターヘリの運航状況を直視するとともに、ドクターヘリが、今後も救命救急の切り札として、安定的かつ持続的な運用のもと、引き続き多くの人命救助に貢献できるよう、下記の事項について強く要望いたします。

記

- 1 ドクターヘリの運航に係る必要経費が増加している実態のほか、地域ごとの年間飛行回数や飛行時間の違いを的確に把握し、適正かつ効率的な運用に見合う補助金の基準額を設定すること。
- 2 消費税の増税に伴い、運航事業者の財政的な負担が増大した現状を踏まえた適切な補助基準額への改善及び予算措置を図ること。
- 3 ドクターヘリの運航に係る待機時間や飛行の前後における点検時間を含めて、操縦士及びスタッフの勤務実態を的確に把握するとともに、増員等による適正な労働環境の確保を図ること。
- 4 ドクターヘリの機体に、突発的なふぐあいが発生した際の代替機の提供や運航経費の減額など、実質的に運航事業者への負担が強いられている現状を是正するとともに、安全基準に基づいた代替機を提供する責務の適正化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年9月25日

北海道江別市議会

提出先
内閣総理大臣
厚生労働大臣